

感染症による欠席の取り扱いについて

(出席停止)

学校保健安全法第19条により、校長は感染症にかかった生徒に対して、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(感染症の種類)

学校において特に予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群
*第1種の感染症にかかった場合の出席停止の期間は、治癒するまで。

- 二 第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
*第2種の感染症にかかった場合の出席停止の期間

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発疹が消失するまで。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで。髄膜炎菌性髄膜炎
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで。

- 三 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病（ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、手足口病、流行性嘔吐下痢症 等）
* 第3種の感染症にかかった場合の出席停止の期間は、病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで。

1. 上記の病気と診断された場合は、学校（担任）までご連絡ください。
 2. 治癒して登校する場合は、病院発行の「治癒証明」担任に提出してください。ただし、インフルエンザ及び医師による証明が難しい場合、「感染症治癒報告書」を保護者の方が記入し、病名が確認できる書類（お薬情報など）の写しを添付してください。
- ※ 感染症で出席できなかった期間は、出席すべき日数から減ずる措置がとられます。

令和元年 12 月 13 日

保護者様

広島県立廿日市西高等学校

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止をさせる措置を取ることができます。

出席停止の期間は医師の指示のもと、十分に休養するとともに、感染予防に努めてください。「出席停止期間の基準」（裏面参照）または医師が感染のおそれがないと認めた場合は、病院発行の「治癒証明書」または「感染症治癒証明書」（様式 1）を担任に提出してください。ただし、インフルエンザ及び医師の証明が難しい場合は、「感染症治癒報告書」（様式 2）を保護者が記入し、病名が確認できる書類（お薬情報など）の写しを添付し提出してください。用紙は、本校 HP よりダウンロードするか、保健室に請求してください。

【感染症治癒証明書】

様式1

広島県立廿日市西高等学校 学校長様

生徒名

病名 ()

上記の理由で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活に支障ありません。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名

印

【感染症治癒報告書】

様式2

(インフルエンザ及び医師の証明が難しい場合)

※保護者をご記入ください。確認できる書類の写し（お薬情報など）添付

年 組 生徒名

病 名 ()

療養期間 令和 年 月 日 から 月 日 まで

医療機関名・再登校についての医師の指示事項（時期など）

()

令和 年 月 日

保護者名

印
